

平成21年度第1回鳥取県個人情報保護審議会 (本人確認情報の保護に関する審議会) 議事録

- 1 開催日時 平成21年4月24日(金) 午前10時から正午まで
- 2 開催場所 鳥取県庁第12会議室(議会棟3階)
- 3 出席委員 寺垣 琢生 会長
浜田 あけみ 委員
大西 喜久子 委員
松本 啓介 委員
岩井 和由 委員 計5人
- 4 事務局出席者 自治振興課 伊藤課長、上野主幹、谷本主事
情報政策課 山本企画員
(事務説明) 税務課 谷長補佐
県土総務課 原田副主幹
水・大気環境課 福田主事

5 議事内容

(1) 諮問について

「鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)に規定する都道府県知事が本人確認情報を利用することができる事務の追加について」に係る諮問書を伊藤課長から寺垣会長へ手交し、諮問内容の概要について事務局から説明。

(2) 住基ネットの概要について

関係書類(1)により事務局から説明。

【質 疑】

委員) 県内に10台の専用端末があるとのことであるが、どこにあるのか。

事務局) 本庁では、住基ネットの技術的なサポートの業務を行う情報政策課に1台、パスポートの発給を行う旅券係に3台の計4台がある。中部総合事務所にも旅券発給の関係で2台設置している。同じく西部総合事務所に3台、日野総合事務所に1台設置している。今後、事務の追加によっては、東部総合事務所に増設を検討している。

委員) 専用端末は、(関係書類(1)の)住基ネットイメージのどこにあたるのか。

事務局) 例えば、A県のサーバと表記してあるところに接続する専用端末と考えていただいてよい。

委員) 例えば鳥取市であれば、鳥取市の住基システムは左端の図の位置にあるということか。

事務局) そのとおり。

委員) 市町村には、住基ネットの端末は何台くらいあるのか。

事務局) 市レベルでは不明であるが、町村レベルだと基本的に1台しかない。住民基本台帳とリンクさせるものであるから、必ず担当課にしか設置しておらず、ほかの課がみられるというもの

ではない。

委員) 市町村で使う人もきちんとＩＣカードで利用して、使う人も限られるということか。

事務局) 市町村の場合は、住民基本台帳そのものを持っており、この端末は、これと住基システムを連動させるためのもの。住民基本台帳のほうが本籍地なども入っており、情報量として多い。住基ネットの本人確認情報は、４情報（住所、氏名、生年月日、性別）プラス住民票コードのみである。

委員) 合併したところはどうか。

事務局) 支所にあるかと思う。

委員) 例えば、Ａ市の住民がＡ市に住民票を取りに行く場合、住基ネットは使わないということか。

事務局) 住基システム（既存のもの）で対応する。

委員) 住基ネットを入れるときの話としてあったが、転入転出が１回で済むといった場合、この住基ネットを使うことになるのか。

事務局) この制度を利用する際には、まずは住民基本台帳カード（住基カード）をつくっていただき、例えば米子市から鳥取市へ転出する場合、米子市に行かないで鳥取市に住基カードを持って行けば転入の届出ができる。米子市へは紙ベースで転出届を提出し、直接窓口へ行く必要はない。

委員) 米子市については、窓口へ行かなくても紙での提出は必要ということか。鳥取市へは住基カードを持って行けば転入転出が行えるということか。

事務局) そのとおり。つまり転出証明書がいらなくなるということ。

委員) そのときに住基ネットで本人確認をするということか。情報としては、（住民基本台帳より）足りないのではないか。

事務局) 転出地から転入地へ（住民基本台帳の）情報を送信することになる。

委員) 市町村の接続はほぼ１００パーセントということであるが。

事務局) （東京都）国立市と（福島県）矢祭町の１市１町が未接続。

委員) 住基カードはどの程度普及しているのか。

事務局) 鳥取県下で２パーセント程度。人口６０万人に対して、１２，０００～１３，０００人程度。

委員) 簡単に交付してもらえるものか。

事務局) 県内では４市と日南町で即日交付を実施している。そのほかについては、コストの関係で発行する機械をもっていないので、受付を行ってから２週間程度で発行する。

委員) カードをなくしたという場合は、再発行という手続はあるのか。

事務局) ある。

委員) 住基カードの不正のようなものはあるのか。住民の情報が不正に漏れたりとか。

事務局) カードを発行する際に、転出証明書の一部を偽造して、窓口職員をだまして転入届をすませたうえで、カードを不正に受け取ったケースはある。カードの券面には名前と住所と生年月日と性別が記載されていて、表面を加工して偽造を行うという事例もあったようだ。４月２０日から、住基カードが新しくなって、券面事項の情報がＩＣチップの中に組み込まれることになり、表面の内容とＩＣチップの内容が一致しなければ、そのカードは偽造である、という確認ができるようなカードの交付が始まっている。

委員) 今のカードは券面の情報がＩＣチップの中に入っていないのか。何が入っているのか。

事務局) 住民票コードのみが入っている。

委員) まだＩＣチップの偽造はないのか。

事務局) ない。

- 委員) 専用端末の見方を確認したいが、どういう方がどういう風に見て、その後どうするのか。
- 事務局) その点については、次回、セキュリティの関係も含めたところで、より詳しい説明資料をご用意しようかと思っているところであるが、いかがか。
- 委員) では、次回にお願いしたい。要するに、この問題は、その事務だけに見るのであれば合理性があるが、濫用の危険が一番心配される。その情報が蓄積されていくこと、例えば税金や財産関係、病歴、収入というような情報がどんどんたまっていったそれが使われたらこわい、といった話が危惧される。そのあたりで、もともとそのような制度ではないといったことがわかれば、皆さんはかなり安心される場所ではないかと思う。
- 事務局) 詳細は次回以降お話しさせていただくが、税務情報や病歴の情報をリンクさせるシステムでは決してなく、あくまでも4情報を県のサーバに読み込みに行く作業だけであり、読み込んだ情報が蓄積されるというものでは決してない。

(3) 各事務の説明について

諮問書の「県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務」は、もともと住民から住民票の写しを提出していただいているものであり、職員の濫用がなければ比較的わかりやすいものであるということで、住民が直接関与しない「県が市町村に対して住民票の写しを請求している事務」から説明を実施。

ア～ウの事務については、担当課の担当職員から説明。

① 県税の賦課徴収及び犯則事案に関する事務

税務課担当職員から別添資料により説明。

【質 疑】

- 委員) 別紙の⑤の事務について、犯則嫌疑者又は参考人を調査する際には、どのように犯則嫌疑者らしいと考えて調べることになるのか。
- 担当課) 密告や不正軽油のホットラインなどの仕組で入手した情報をもとに調査することとなる。
- 委員) 例えば告発する場合には住所が必要だというとき、従前は市町村へ問い合わせをしていたということか。
- 担当課) そのとおり。発生事例としては極めてまれであり、一刻を争うという事務ではないが、多くの団体において、このような事態を想定して(住基ネットを)活用したいということで、関係条例、規則に盛り込んでいるところであり、本県においても活用したいと考えている。
- 委員) そのような場合、市町村に問い合わせが出来るという規定はあるか。
- 担当課) 地方税法第20条の11に基づいて、従前は行っている。「官公署」のなかに市町村が入り、「資料」の中に住民票が入っていることになっている。
- 委員) 「協力を求めることができる」とあるが、拒まれることはあるのか。
- 担当課) 住民票に関して拒まれることはない。
- 委員) それ以外ではわからないということか。
- 担当課) それ以外では拒まれる可能性はある。
- 委員) 住基ネットを利用することによるデメリットはないということか。
- 担当課) デメリットはないと考えている。
- 委員) 主には別紙①、②の事務か。
- 担当課) 件数から考えてそう思っている。
- 委員) ⑤の事務は住基ネットで使えなくても別にいいというようなものであろう。

担当課) 極端に言えばそうなる。他県とのならばと言われれば、そういった側面がなくはない。

委員) 一緒に活用できれば、というところなのであろう。

委員) 滞納している人は嫌がることかもしれないが、これについては合理的なものであるということか。

担当課) 滞納整理に早期に着手したいということもあるし、善良な納税者の方との公平性ということ考えると早く(情報を)入手したい。

委員) この事務がもし利用可能ということになれば、来年度から使っていくことになるのか。

事務局) 条例に追加することを認めていただくことができれば、来年度からの活用という形になるかと思う。審議会で追加を認めていただき、議会で条例案が可決されたあかつきには、使わせていただくという流れになるかと思う。

委員) 諮問に対する答申が出ればすぐに使えるというものではなくて、条例に加えることで利用が可能になるということか。

事務局) そのとおり。

委員) 人役等は計算したのか。

担当課) 計算したが、いまは手元にない。

委員) かなりの負担軽減になるのか。

担当課) 人が削減できるほどではないが、郵送代などの削減にはつながる。

委員) どちらかといえば、これは、住民と敵対する関係にある事務であり、住民へ住民票の提出を求めても出てこないことから、直接市町村へ照会をすることになっているのであろう。知らせないことに合理的な理由はないか考えてみたが、思いつかなかった。DV関係を考えても、たとえば不動産を取得した場合は、不動産取得税を支払わなければいけないだろうし、自動車を取得したら自動車税を支払わなくてはならない。住民票を移していない場合は、住基ネットを使っても判明しないだろうし、市町村へ問い合わせてもわからない。

② 浄化槽管理者への指導に関する事務

水・大気環境課担当職員から別添資料により説明。

【質 疑】

委員) 件数の1, 000件というのは住民票を取り寄せた件数ということか。

担当課) そのとおり。

委員) 建物はわかっていて誰が住んでいるのかわからない場合、住所だけで調べるということではできないのか。

事務局) 住基ネットでは、住所だけで調べることは出来ない仕組みになっている。名前と住所、あるいは名前と生年月日がわかれば検索できる。

委員) 管理者というのは占有者か、あるいは所有者か。

担当課) 基本的には占有者。借りている場合は、借借人となる。まれに賃貸借契約で貸し主が管理することになっているものもある。集合住宅の場合、住宅全体の管理者が浄化槽管理者となる。

委員) 氏名だけで検索することもできないということか。

事務局) そのとおり。

委員) その方がどこにいるというのは、どのようにしてわかるのか。

事務局) 氏名と把握している住所を検索し、転出しておられた場合、氏名と生年月日で再度検索を行うと現在の住所を把握することができる。ただ、鳥取県内に限るので県外へ転出した場合は、それ以上の情報を把握することはできない。

委員) ということは、二段階で調べるということか。

事務局) まずは、その住所にいないということを確認する必要があるかと思うので、まずは把握している住所と氏名で検索し、生年月日が出るので、氏名と生年月日で再度検索を行い、現在の住所を把握するということになるかと思う。

委員) 過去に一度もその住所でなかった場合は、検索不能となるのか。

事務局) 情報として出てこないこととなる。

委員) 生年月日も出てこないということか。

事務局) そのとおり。そもそもその情報が間違っているということになる。そうすると既存の方法を使って調べていくことになると思う。

委員) 通常は最初の届出のときに住民票を出してもらおうということになるのか。

担当課) 鳥取県では住民票までは求めていない。名前と住所を書面に書いていただく。

委員) その段階で情報が違っていたら、検索できないということか。

担当課) その方が転居されていたりすれば、住基ネット上では「転出」と出てくることになると思う。

事務局) いらっしゃらなければ、いつ転出ということで、県外であればそれ以上はわからない。

委員) 最初の住所が間違っていれば、情報はみられないと。

事務局) そのとおり。

委員) 年間1,000件あるということだが、毎年、法定点検のようなものはあるのか。

担当課) 県知事が指定した検査機関が検査を行うことになっている。検査機関から、検査の実績を報告してもらっている。ここで報告のなかった方に対して、年に一回、指導の通知を出している。

委員) 毎年のように1,000件あるのか。

担当課) だいたい数百件と聞いている。1,000件の中には、浄化槽の設置届自体が提出されてなくて、県の(浄化槽)台帳にも載っていないものについて、別の調査を行っているものも含む。(維持管理の)業者からの報告に入っているもので、県の台帳にないものは載せる必要があるが、その際に住所はわかっているけれども、氏名については業者からの報告をもって、(管理者と)確定するのは非常に曖昧なところがある。実際に、亡くなられた方の御名前前で、業者が業務をしていたということもあったので、氏名を確認した上で台帳に載せて、そのうえで検査の指導を行うといった形で行っている。

委員) 現にそこに住んでいる人がそのひとなのか、ということを確認するということか。

担当課) そのとおり。

委員) 例えば、住所と氏名を口頭で聞いたと、それだけで指導等を行うのはよろしくない、ということか。

担当課) その場で浄化槽管理者の変更届などの書面を出していただければ、これをもって指導の根拠とするが、それを出していただけない方、接触自体が出来ない方が非常に多く、それをするために現地に行く手間も非常にかかるため、この部分を例えば住宅地図などで氏名を確認した上で、住基ネットで最終的な特定ができれば、現地訪問の手間も省略できると考えている。

委員) 二つあるということか。次の人が住まないでほったらかしになっているものについての指導と、別の人が住んでいるが届出がない場合に、住所、氏名を調査してそのひとが管理者であるかどうかの確認、ということか。

担当課) そのとおり。

委員) 住基ネットで一致しなかった場合、(フロー図のように)また上に上がっていくということか。

担当課) 何らかの方法で調査をしないといけないが、なかなか方法がなくて苦労しているところでは

ある。

委員) 住所だけ入力して、情報が出てこないということは何か理由があるのか。

事務局) システム上の話になるので、詳細までわかりかねる部分はあるが、不特定多数の方を検索しないために、ひとつの情報では検索できないようにしているものと思われる。あくまで複数の情報をもって本人確認とするという、システム上の仕掛けになっているものと思われる。

委員) その住所に誰が住民登録しているのかを調べるのであれば、住所だけで調べられたらいいのだが。

事務局) あくまでシステムは、本人確認という趣旨からスタートしているもの。

委員) 調査は民間の業者に依頼をしているということか。

担当課) 毎年一回、業務の内容について報告を求めている。あくまで任意でもらっている。

③ 用地取得に関する事務

県土総務課担当職員から別添資料により説明。

【質疑】

委員) 事務の省力化になる部分は、生存確認の部分ということか。本籍地の確認は関係ないということではいか。

担当課) その事務については従来どおり郵送で請求するやり方となる。住基ネットとは別である。

委員) 年間取扱件数が2,500件とのことであるが、これは住民票を取り寄せた件数であるか。

担当課) そのとおり。中には共有地もあり、場合によっては一つの土地で数十人の住民票を取り寄せる必要もあり、相当数にのぼる場合もある。

委員) (この事務は) 収用によらない任意の用地買収についてか。

担当課) そのとおり。用地買収をする場合に、契約するとなれば買収面積などを特定するために図面を作る。その図面を作るためには、土地の所有者の方々に出ていただいて境界確認をしていただく。そのためには、名義人の方や土地を相続されている方に出ていただいて土地の境界を確定する。最終的には契約していただいて、登記の承諾をいただくということになる。

委員) ほとんどの公共事業でこれを使うことになるということか。

担当課) そのとおり。

委員) どういったレベルの人が住基ネットにアクセスすることになるのか。

担当課) 今、各局に登記専門の担当者があるので、その者が担当することになると思う。

委員) 登記専門の担当者という。

担当課) いまは非常勤の方が対応している。登記専門員というもの。

委員) これは何か資格を持った方なのか。

担当課) 特に資格があるといったものではなく、一定の知識を持った方。実際には土地開発公社OBの方がいらっしゃったりする。

委員) 土地の登記簿を見て、そこから相続関係をきちんと出せる方ということか。

担当課) 相関図といったものも作っていくことになる。

委員) そういう方が各部署に1人いらっしゃるということか。

担当課) そのとおり。

委員) 道路課に1人、河川課に1人、といった具合か。

担当課) 各県土整備局用地課に1名ないし2名いる。

委員) 県内では何人くらいいるか。

担当課) 7、8人くらいか。

委 員) 後先になるが、浄化槽の事務と県税の事務についてはどうか。

担当課) (浄化槽の事務について) 東部、中部、西部の各総合事務所にいる正職員3名が端末操作をすることを想定している。

委 員) それはどういう立場の人か。名前(肩書)はあるのか。

担当課) 衛生技師が担当しているが、特に資格というものはない。

委 員) 税についてはどうか。

担当課) 県内の5つの総合事務所のうち、東部、中部、西部の総合事務所に県税局があり、その局には収税課と課税課という2つの課がある。いま考えているのはそれぞれの課で2名ずつ指名をして、1つの局で操作できる職員を4名配置したいと考えている。県内では12名ということになる。

委 員) 特殊な職というわけではなくて、転勤されてどんどん入れ替わっていくというものなのか。

担当課) 税に特化した職員はいないので、事務職員が異動で入れ替わる。

④ 住民監査請求に関する事務

事務局から別添資料により説明。

※質問内容によっては、一旦持ち帰り、次回に回答することとした。

【質 疑】

委 員) 監査を請求する場合に、請求する方は自分の住民票を添えたりはしないのか。

事務局) 監査委員事務局に確認してみたが、法手続上、県が提出を義務づけるものではないということで、鳥取県に限らず全国的にそのような手続をとっているということのようである。

委 員) 自分の利益のためにすることではなくて、公益のためにすることか。

事務局) 住民票を取るにあたっては、窓口に行って、数百円払うという行為があり、特に手続的に提出を義務づけてはいないということである。

委 員) 確認する義務は鳥取県にあるということか。

事務局) そういうことになっている。

委 員) 書面に鳥取県以外の住所が書いてあったら、書面上却下ということか。

事務局) 請求する際に、氏名と住所を記入していただくようなので、その氏名と住所が果たして合っているのかどうか、(住民票の) 公用請求を各市町村に行っているということのようである。

委 員) 請求の際に、生年月日の請求はしないのか。

事務局) 氏名と住所さえいただければ確認できる。

委 員) 従来は(監査請求が) 出てきたときに、住民票の写しを県が市に依頼していたということか。

事務局) ええ。頂いた書面の氏名と住所をもとにして、市町村に公用請求を行っていた。

委 員) 返ってくるものは、住民票の写しということか。

事務局) 住所と名前と、住民票の写しなので生年月日も出るかと思う。必要最小限の住民票の内容が返ってくるということになる。

委 員) 住所と氏名と生年月日しか載らないものが返ってくるということか。

事務局) 基本的にはそのとおり。

委 員) 本籍地は入ってこないのか。

事務局) 請求する内容によっては、本籍地が入るものもある。住基ネットでは本籍地は見られない。

委 員) 住基ネットの方が少ない情報になっているということか。

事務局) ええ。

⑤ 県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務

事務局から別添資料により説明。

※質問内容によっては、一旦持ち帰り、次回に回答することとした。

【質疑】

委員) 通常、例えば受付段階で住民票があるかどうかをチェックしていると思うが、申請するとき住民票が必要だというものを代わりに住基ネットで確認しようというときに、誰が端末操作をすることになるのか。

事務局) 本庁で担当する事務もあれば、総合事務所で担当する事務もあり、その担当者が操作を行うことになる。

委員) 担当者というのは、例えば。

事務局) 例えば、被爆者健康手帳の事務であれば、その事務を担当している職員が、申請を受け付けたときにすぐというわけではないが、受け付けた後に書類内容が正しいかどうかを端末に向かって確認をする形になろうかと思う。

委員) 審査のときにそれを見るというものか。

事務局) ええ。

委員) これは次の機会がいいかもしれないが、住基ネットに接続する端末まで行かないといけないのか。各パソコンで見られるというものではないということか。

事務局) 本人確認情報はインターネットに接続して利用するものではない。そういった回線とは独立した専用回線を利用することによって閲覧できる仕掛けになっている。

委員) 見ようとする人は、その場所に行って確認あるいはチェックして帰って行くという流れか。

事務局) そのとおり。

委員) プリントアウトして持って帰るということはないのか。

事務局) プリントアウト機能がついているので、書類として残さざるを得ないようなものについては、プリントアウトして一定期間保存するといったことも考えられる。

⑥これまで説明した事務について（再質疑）

委員) 端末の数は県で10台くらいとのことであったが、自動車税の事務については、件数が多いので、ずっと端末に張り付いていないといけないのか。

事務局) 時期的なものがあり、発送して返送があった場合に集中することも考えられるが、年中そうというものではない。その時期には優先的に使用させていただくことになろうかと思う。

委員) 事務が増えれば増えるほど混雑すると思うが、1台増やそうかという話はそういうことか。

事務局) 事務が実現した上での話だが、税の事務が新しく増えてくるので、これまでとは格段に利用件数が増えていくであろうと考えられる。特に東部地区については本庁にしか端末がないので、利用の集中が予想される。したがって東部へ端末の増設を検討できればと思っている。

委員) 端末を利用するときは、上司からカードをもらって利用するということか。

事務局) 詳しくは次回に説明するが、専用のICカードがあって、それを管理者からもらって差し込んで、パスワードを入力したうえで、はじめて利用ができるようになる。

委員) 事務の話のひとつひとつを受けるよりは、どういうセキュリティでやるかといった話を次回聞いた方がいいと思う。

委員) セキュリティというか守秘義務がポイントかと感じた。用地事務については固定した方が利用するようだが、例えば、県税にしても、異動によって多くの人が関わることになる。公務員には守秘義務が課せられているが。

委員) 情報そのものは住民票を取り寄せて、法律に基づいて見ており、それに守秘義務が課せられている。それ以外の人について、自分の興味で、ちょっとこれを調べてみよう、ということができないというシステムであるということを知ってもらうということで、今回はこの部分を中心に(議論して)、必要があればその次をお願いするかもしれない。事務の説明については以上で。

(4) その他

次回の審議会の日程を、平成21年5月27日(水)午後2時開始とした。
また、委員から、現在の住基ネットの利用の状況について、資料の依頼があった。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成21年5月18日

会長 寺垣 琢生